

# 鳥取県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成20年2月  
(平成28年10月一部変更)

鳥 取 県

## 【目次】

第1	計画策定の目的及び基本的事項	1
1	計画の目的	1
2	策定の背景	1
3	基本的事項	1
4	基本的な方向	1
第2	PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み	3
1	PCB廃棄物の現状	3
(1)	PCB廃棄物の保管量	3
(2)	PCB廃棄物の発生量	4
2	PCB廃棄物の処分量の見込み	4
第3	PCB廃棄物の処理体制	4
1	PCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物及び電力会社が保有する柱上トランス等を除く。） の処理体制	4
(1)	国におけるPCB廃棄物の処理体制	4
(2)	鳥取県内のPCB廃棄物の処理	5
(3)	処理体制確保のための方策	6
2	低濃度PCB廃棄物の処理	7
第4	PCB廃棄物の適正処理の推進方策	7
1	県の役割	7
(1)	PCB廃棄物の実態把握	7
(2)	PCB使用製品の実態把握	7
(3)	適正処理推進のための監視、指導等	7
(4)	関係機関との連携	8
(5)	情報公開等	8
(6)	PCB廃棄物の処理に対する支援	8
(7)	県が保管するPCB廃棄物及びPCB使用製品について	10
2	保管事業者の役割	10
3	所有事業者の役割	11
4	収集運搬業者の役割	11
5	中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割	11
6	無害化処理認定業者の役割	12
7	その他の関係者の役割	12
第5	その他の重要な事項	12
1	不法投棄未然防止対策	12
2	国への要請	12
	【参考資料】	13

## 第1 計画策定の目的及び基本的事項

### 1 計画の目的

この計画は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）第7条第1項の規定に基づき策定するものであり、鳥取県内のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の確実かつ適正な処理を推進し、もって県民の健康保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

### 2 策定の背景

PCBは化学的に安定しており、電気絶縁性や不燃性が高いなどの特性を有していることから、トランス及びコンデンサ等の絶縁油、熱交換機器の熱媒体、感圧複写紙など幅広い用途に使用され、昭和47年に製造が中止されるまでに、国内で約59,000トンが生産され、約54,000トンが使用された。

しかし、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが食用油に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件を契機に、その毒性や残留性の問題が大きく取り上げられた。その後、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）が制定され、PCBの製造、輸入等が昭和49年6月から事実上禁止となった。

PCBを含む廃棄物の処理については、これまで処理施設の整備が進まなかったこともあり、そのほとんどが各事業者によって保管され、現在に至っている。しかし、長期にわたる保管の過程でPCB廃棄物の紛失等環境への影響が懸念されており、早期に確実な処理を行うことが必要となっている。

このため、国においては、平成13年6月にPCB特別措置法を制定し、PCB廃棄物を保管する事業者に対し、保管状況等の届出等と併せて、平成28年7月までにPCB廃棄物を適正に処分することを義務付けた。

その後、処理物が多様化、複雑化し、処理開始後に明らかになった課題への対応等により、当初予定していた平成28年7月までの処理の完了が困難な状況となり、平成24年12月に国はPCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の処分の期間を平成39年3月に改めた。

また、PCB廃棄物を処分する拠点的広域処理施設の整備も進められ、高濃度PCB廃棄物は国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社がその処理業務にあたることとなり、鳥取県の高濃度PCB廃棄物については、同社の拠点的広域処理施設の一つである北九州PCB廃棄物処理施設（以下「北九州PCB処理事業所」という。）において処理を行うこととされている。加えて、低濃度PCB廃棄物は国が認定する無害化処理施設等において処理を行うこととなり、現在全国で設置が進められている。

### 3 基本的事項

#### (1) 計画の対象

鳥取県内のPCB廃棄物を対象とする。

#### (2) 計画期間

平成19年度から平成39年3月までとする。

#### (3) 計画の見直し

国のPCB廃棄物処理基本計画の見直しやPCB廃棄物の処分見込み量の大幅な変動等、本県のPCB廃棄物の処理に影響を及ぼす事項に大きな変化があった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行う。

### 4 基本的な方向

鳥取県内のPCB廃棄物の処理は、基本的に次のような方向で進めるものとする。

- (1) 県内のPCB廃棄物の処理に当たっては、県、国、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者、処分業者等と密接な連携のもと、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に積極的に取り組み、表-1のとおり、計画的な処理を行う。

表-1 PCB廃棄物の処分期間等

PCB廃棄物の種類		処分期間等	備考	
高濃度PCB廃棄物	高圧トランス・コンデンサ等	平成30年3月31日まで (処分期間)	処分期間（PCB特別措置法第10条第1項に規定する処分期限をいう。以下同じ。）	
		平成31年3月31日まで (特例処分期限日)		
	安定器等・汚染物	平成33年3月31日まで (処分期間)		特例処分期限日（PCB特別措置法第10条第3項に規定する特例処分期限日をいう。以下同じ。）
		平成34年3月31日まで (特例処分期限日)		
低濃度PCB廃棄物		平成39年3月31日まで (処分の期間)	処分の期間（PCB特別措置法施行令第7条の処分の期間をいう。以下同じ。）	

※PCB特別措置法施行令とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令をいう。

(参考)

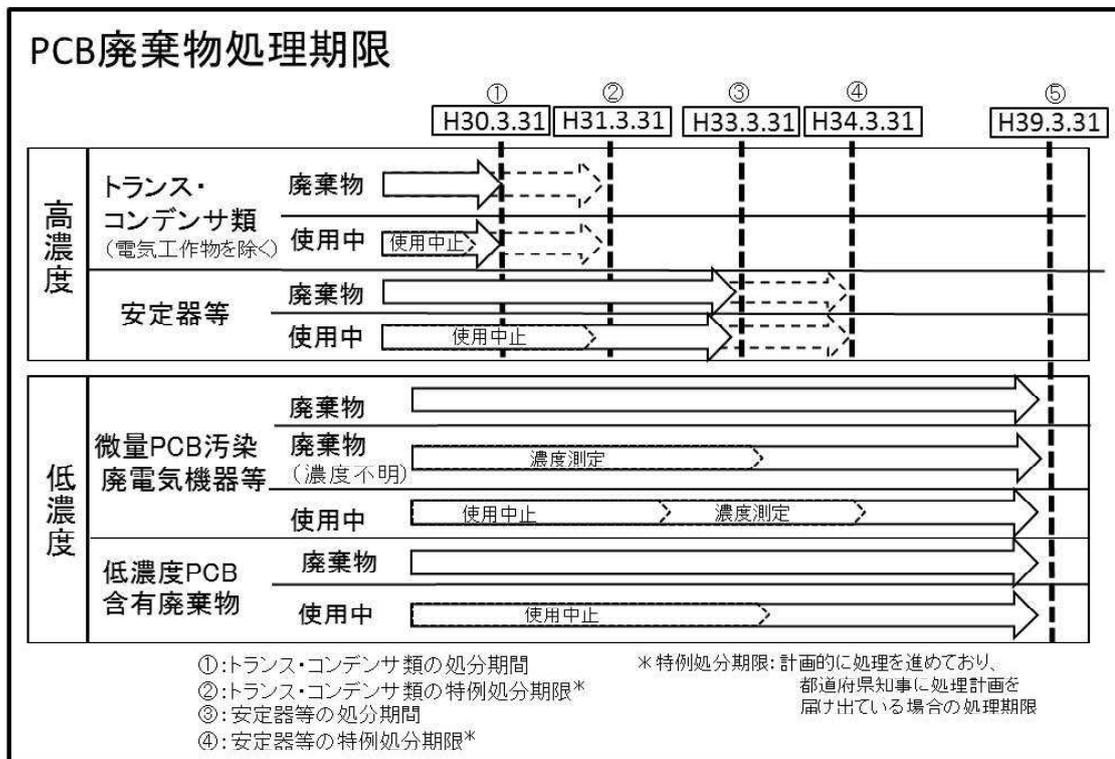


図-1 PCB廃棄物処理期限

- (2) 県内の高濃度PCB廃棄物は、北九州PCB処理事業所で処理する。

- (3) 県内の低濃度PCB廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第15条の4の4に基づく国の無害化処理認定を受けた施設等で処理する。
- (4) 北九州PCB処理事業所での計画的な処理及び安全で効率的な収集運搬を確保するために、関係機関との協議により収集運搬の体制整備を図る。



図－2 PCB廃棄物の種類（例）

## 第2 PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み

### 1 PCB廃棄物の現状

#### (1) PCB廃棄物の保管量

PCB特別措置法により規制の対象となるPCB廃棄物とは、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの（PCB特別措置法第2条第1項）とされている。

また、PCB廃棄物を保管又は処分する事業者は、毎年度末の保管状況等を次年度の6月30日までに知事に届け出る必要がある（PCB特別措置法第8条（第15条において準用する場合を含む。））。

この規定に基づき県内の保管事業者から届出があったPCB廃棄物の種類別の保管量（平成28年3月31日現在）は、表－2のとおりである。

表－2 県内のPCB廃棄物の保管状況（平成28年3月31日現在）

区分	保管・使用台数	処理済	未処理
高濃度			
トランス・コンデンサ類	1009	923	86
安定器	19725	19220	505
その他機器	3490	3486	4
低濃度			
低濃度PCB機器	5493	663	4830
うち中小企業	306	198	108
汚染物	3594	302	3292

※「その他の機器」：トランス、コンデンサ以外のリアクトル、放電コイル等の機器等。

(2) PCB廃棄物の発生量

PCB廃棄物の発生量については、使用中のPCB使用製品の処分期間内等の廃棄が義務づけられたことから、各処分期間等までにはすべて使用が中止され、廃棄物となるものと見込むこととする。

PCB特別措置法第8条（第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に基づき保管事業者及び所有事業者から届出のあったPCB使用製品の使用量（平成28年3月31日現在）は、表-3のとおりである。

表-3 県内のPCB使用製品の使用状況（発生見込量）（平成28年3月31日現在）

製品の種類	事業所数	使用量	単位
高濃度			
トランス・コンデンサ類	8	21	台
安定器	1	300	台
その他機器	0	0	台
微量PCB汚染電気機器等	43	153	台

2 PCB廃棄物の処分量の見込み

PCB廃棄物の処分見込み量は表-4のとおりである。これは、現在保管されているPCB廃棄物に、今後PCB廃棄物となる、現在使用中のPCB使用製品を加えたものである。今後、新たにPCB廃棄物となるものが把握された場合には、順次その量を加えることとする。

表-4 県内のPCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量の見込み  
（平成28年3月31日現在）

廃棄物の種類	保管量 (A)	発生見込量 (B)	処分見込量 (A+B)	単位
トランス・コンデンサ類	86	21	107	台
安定器	505	300	805	台
その他機器	4	0	4	台
低濃度PCB機器	4,830	153	4,983	台
汚染物	3,292	0	3,292	kg

### 第3 PCB廃棄物の処理体制

1 PCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物を除く。この項において同じ。）の処理体制

(1) 国におけるPCB廃棄物の処理体制

国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を通じて地元の地方公共団体と調整を行いつつ、拠点的広域処理施設による処理体制を表-5のとおり構築した。

平成13年11月に北九州事業が最初に環境大臣に認可され、その後、豊田事業、東京事業が認可され、平成15年2月19日には大阪事業と同時に北海道事業が認可された。その後、平成16年6月30日、北海道事業の処理対象地域を拡大することが認可され、全国5か所の処理施設において処理する体制が整備された。

その後、平成26年6月に変更されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき対象区域及び処理期限が変更され、保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限として、計画的処理期限が設けられた。

表－５ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社のPCB廃棄物拠点的広域処理施設の整備内容

事業名	北九州	北海道	東京	豊田	大阪
場所	福岡県北九州市若松区響町一丁目	北海道室蘭市仲町	東京都江東区青梅二丁目地先	愛知県豊田市細谷町三丁目	大阪府大阪市此花区北港白津二丁目
トランス・コンデンサ類の対象区域	中国、四国、九州、沖縄(17県) 東海(4県)の車載トランスの一部 南関東(1都3県)のコンデンサの一部	北海道、東北、甲信越、北関東、北陸(1道15県)	南関東(1都3県) 東海(4県)の車載トランスの一部 北海道、東北、甲信越、北関東、北陸(1道15県)の大型トランスの一部	東海(4県) 近畿(2府4県)のポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	近畿(2府4県) 東海(4県)の車載トランスの一部及び特殊コンデンサの一部 北海道、東北、甲信越、北関東、北陸(1道15県)の特殊コンデンサの一部
安定器等・汚染物の対象区域	中国、四国、九州、沖縄、近畿、東海(2府25県)	南関東、北海道、東北、甲信越、北関東、北陸(1都1道18県)	トランス、コンデンサ、安定器及び廃PCB等	東海(4県)の小型電気機器の一部	近畿(2府4県)の小型電気機器の一部
処理能力(汚染物等)	1.5t/日 (10.4t/日)	1.8t/日 (8.0t/日以上)	2.0t/日	1.6t/日	2.0t/日
処理開始	H16.12	H20.10	H17.11	H17.9	H18.10
計画的処理期限					
①トランス・コンデンサ類	①H31.3.31 ②H34.3.31	①H35.3.31 ②H36.3.31	①H35.3.31 ②H35.3.31	①H35.3.31 ②H35.3.31	①H34.3.31 ②H34.3.31
②安定器・汚染物					
事業終了準備期限					
①トランス・コンデンサ類	①H31.4～H34.3 ②H34.4～H36.3	①H35.4～H38.3 ②H36.4～H38.3	①H35.4～H38.3 ②H35.4～H38.3	①H35.4～H38.3 ②H35.4～H38.3	①H34.4～H37.3 ②H34.4～H37.3
②安定器・汚染物					

注1) 処理能力はPCB分解量に換算したものであること。(※北九州事業及び北海道事業の汚染物等の処理能力は当該汚染物等の量に換算したもの。)

注2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(平成15年法律第44号)第11条に基づき策定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の5「処理の開始、処理の完了及び事業の完了の予定時期」において計画的処理期限及び事業終了準備期限が規定されている。

(2) 鳥取県内のPCB廃棄物の処理

県内のPCB廃棄物の拠点的広域処理施設における処理体制は表－6のとおりである。

表－6 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所(福岡県北九州市若松区)

項目	内容
対象区域	トランス・コンデンサ類：西日本17県(中国、四国、九州・沖縄) 東海(4県)の車載トランスの一部 南関東(1都3県)のコンデンサの一部 安定器等・汚染物：中国、四国、九州、沖縄、近畿、東海(2府25県)
処理対象物	トランス・コンデンサ、廃PCB、PCBを含む廃油等、安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等
処理方式及び処理能力	化学処理(脱塩素化分解法) 1.5t/日(PCB分解量) 及びプラズマ熔融分解法 5.2t/日×2系列
計画的処理期限	トランス・コンデンサ等：平成31年3月31日 安定器等・汚染物：平成34年3月31日

(3) 処理体制確保のための方策

① 収集運搬の安全性の確保

PCB廃棄物の適正処理を推進するためには、処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性確保が重要である。

県は、PCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者を対象に、国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を基本として、収集運搬車両及び収集運搬容器等の確保、運搬技術の習得、積み込み・積下し等の収集運搬の各段階の留意点等について周知・指導を行い、安全性の確保を図るものとする。

また、収集運搬中の漏えいを防止するため、保管事業者への立入検査を実施し、保管状態を把握するものとする。

② 安全かつ効率的な収集運搬体制の整備

県内のPCB廃棄物保管事業者のほとんどが少量のPCB廃棄物保管事業者であり、その種類が多岐にわたっていること、また、北九州事業所までの輸送距離が長いことから、保管事業者や収集運搬業者は処分施設への搬入管理や運搬車両ごとの運行管理を適切に行い、安全かつ効率的な収集運搬体制を構築する必要がある。

ア 北九州事業所への搬入方針

長期保管に課題がある中小企業や廃業事業者等、保管状況等により早期の処理が必要な場合は、状況に応じて関係機関と調整した後、可能な限り早期に収集運搬及び処理を行うものとする。

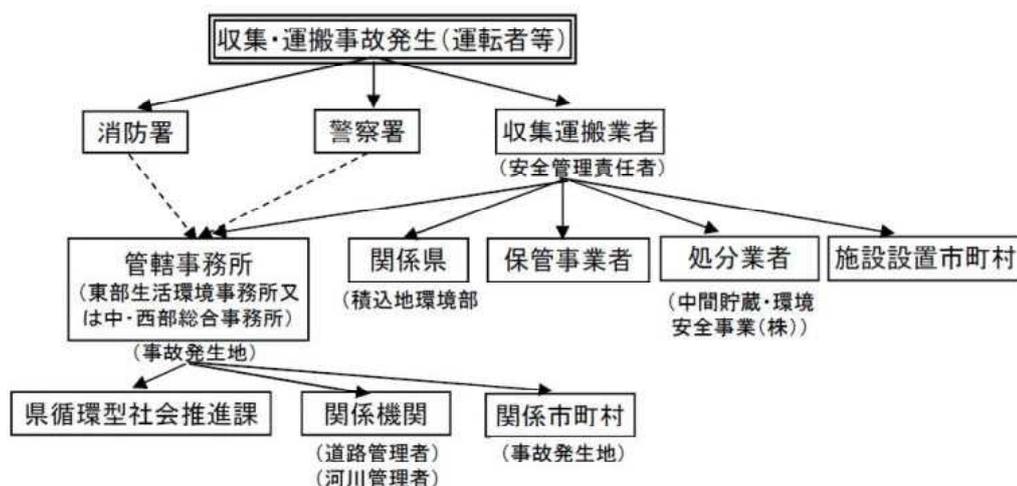
また、季節的条件、地域的分布を考慮し、具体的な搬入量等については中間貯蔵・環境安全事業株式会社との協議及び西日本17県等で構成する北九州PCB廃棄物処理事業に係る広域調整協議会（以下「広域調整協議会」という。）での調整結果を踏まえ、保管事業者や収集運搬業者に対し、事前の周知及び必要な情報の提供を行うものとする。

イ 運搬手段及び運搬経路

廃棄物の種類、保管量、保管事業場の立地条件等により、適切な方法が異なることから、トラックや鉄道等の輸送モードや輸送経路（自動車専用道路、国道等）、ルート回収や積替保管施設による運搬量の集約等について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、北九州市及び広域調整協議会との協議、調整等を行うものとする。

ウ 緊急時の連絡体制

収集運搬時の事故等に備え、県、市町村、警察、消防等の関係機関及び収集運搬業者、中間貯蔵・環境安全事業株式会社等が連携し、迅速かつ適切な対応が取れるよう、緊急連絡体制を整備する。



図－3 収集運搬時の緊急連絡体制

③ 広域処理体制確保のための方策

県内のPCB廃棄物については、北九州PCB処理事業所における処理を行うことから、県は、その広域的な処理体制における安全かつ効率的な収集運搬及び円滑な処分が確保されるよう、広域調整協議会等において相互に連携し調整を図ることとする。

2 低濃度PCB廃棄物の処理

低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法第15条の4の4に基づく国の無害化処理認定を受けた施設等において処理を行う。

なお、低濃度PCB廃棄物のうち、微量PCB汚染廃電気機器等の台数は全国で120万台に上るとの推計があるが、微量PCBによる汚染の有無は、絶縁油中のPCB濃度の測定などにより把握する必要があることから、国が策定した「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」(平成23年5月)の活用などにより、その把握の促進を図ることとする。

## 第4 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

1 県の役割

県は、PCB廃棄物の適正処理の推進のため、次に掲げる施策を実施する。

(1) PCB廃棄物の実態把握

① PCB特別措置法第8条(第15条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、PCB廃棄物の保管等の状況の届出(以下「保管届」という。)を行っている事業者及び絶縁油中のPCB濃度の測定等により新たに微量PCB汚染廃電気機器等を把握した事業者に対し、毎年度の保管届を確実に行うこと及び早期処理を行うよう指導する。

② 立入検査等により、保管事業者の保管実態の把握に努める。

③ 今後も新たなPCB廃棄物の発生が見込まれるため、電気事業法(昭和39年法律第170号)によるPCB含有電気工作物の廃止届出等について、経済産業省中国四国産業保安監督部から定期的に情報提供を受けるとともに、保管届が未提出の事業者に対しては、届出の提出、適正な保管、早期処理等を指導する。

(2) PCB使用製品の実態把握

① PCB特別措置法第19条において準用する第8条の規定に基づき、高濃度PCB使用製品の廃棄の見込み等の届出(以下「廃棄見込届」という。)を行っている所有事業者に対し、毎年度の廃棄見込届を確実に行うよう指導する。

② 立入調査等により、所有事業者の廃棄見込みの実態把握に努める。

③ 電気事業法(昭和39年法律第170号)によるPCB含有電気工作物の管理状況等について、経済産業省中国四国産業保安監督部から定期的に情報提供を受けるとともに、所有事業者に対しては、廃止後の適正な処分等を指導する。

(3) 適正処理推進のための監視、指導等

① 保管事業場での安全性確保のため、廃棄物処理法に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)で定める特別管理産業廃棄物保管基準(以下「特別管理産廃保管基準」という。)の遵守状況及び特別管理産業廃棄物管理責任者の設置状況について、定期的に立入検査及び指導等を実施する。

② 保管中の漏えい等のおそれがある場合は、必要な措置を講じるよう指導するとともに、保管施設の改善に応じない事業者等に対しては、廃棄物処理法に基づき改善命令等を発出し、厳正に対処する。

③ PCB廃棄物を保管している事業者や収集運搬業者に対し、収集運搬車両及び収集運搬容器等の確保、運搬技術の習得、積み込み・積下し等の収集運搬の各段階の留意点等について周知・指導する。

- ④ P C B 廃棄物を保管している事業者に対し、処分期間等までに確実に処分するよう指導する。
- ⑤ 高濃度 P C B 廃棄物又は P C B 使用製品を処分期間内又は特例処分期限日までに処分又は廃棄を実施しない場合、改善命令の対象となることから、P C B 特別措置法に基づき厳正に対処する。また、当該命令を履行する見込みがない場合等は、代執行により処分期間又は特例処分期限日までの処分を行う。

(4) 関係機関との連携

- ① 県は、広域調整協議会の場等を活用し、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、その監督にあたる北九州市及び北九州 P C B 処理事業所に搬入する各県と密接に連携するものとする。
- ② 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関して「電気設備に関する技術基準を定める省令」への適合状況の確認を実施している中国四国産業保安監督部と連携して、現在使用中の高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を把握し、使用を中止し P C B 廃棄物となったものは処分期間等までに処理するよう周知、指導する。

(5) 情報公開等

- ① 保管届及び廃棄見込届に関する情報を縦覧するとともに、県のホームページ等により公開する。
- ② 県民、保管事業者及び所有事業者の理解と協力を得るため、説明会の開催やインターネット等により、P C B 廃棄物の処理に関する知識の普及及び啓発を図る。
- ③ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社のホームページから発信される P C B 関連の情報を、県のホームページを通じて積極的に提供する。

(6) P C B 廃棄物の処理に対する支援

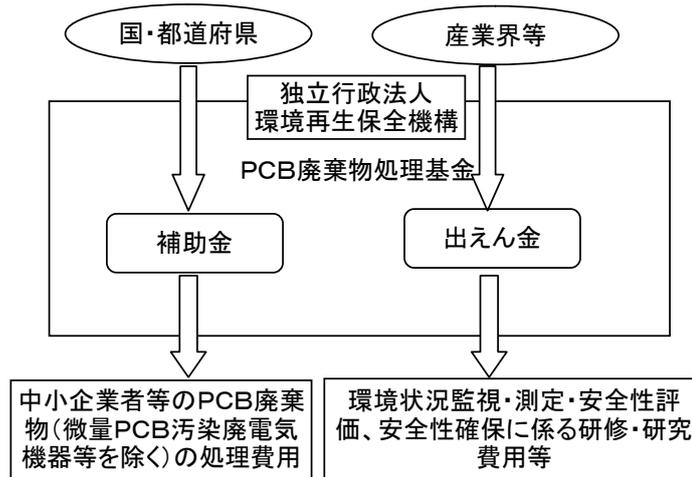
廃棄物処理法では、産業廃棄物は排出事業者が自らの責任において適切に処理することとされており、P C B 廃棄物についても、保管事業者の責任において処理することが原則である。しかし、P C B 廃棄物については、高額な処理費用や保管期間の長期化が、中小企業者等にとっては人的かつ経済的に負担となっている。

①高濃度 P C B 廃棄物処理に対する支援

環境省は、平成 13 年度に「P C B 廃棄物処理基金」を環境事業団（現、独立行政法人環境再生保全機構）内に造成し、この資金により、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の P C B 廃棄物処理事業及び環境大臣が指定する者が行う P C B 廃棄物の処理事業において、中小企業者等が高濃度 P C B 廃棄物を処分する際に要する費用の一部を助成することとした。その仕組みは図-4 のとおりである。

本県においても、平成 13 年度以降、「P C B 廃棄物処理基金」の造成に係る都道府県負担分として資金を拠出し、中小企業者等の高濃度 P C B 廃棄物処理に対する支援を行っている。

なお、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成 16 年環境省令第 11 号）の一部改正（平成 21 年 1 月）により、支援の対象となる高濃度 P C B 廃棄物について、従来の 10kg 以上の高圧トランス等の他に汚染物等などが追加された。



図－4 PCB廃棄物処理基金の仕組み

●対象となる中小企業者等

○中小企業者

- (1) 表①のA又はBの基準を満たす会社（ただし、大企業者からの出資等の合計が1/2以上を占める会社（みなし大企業者）、みなし大企業者による発行株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係のある会社、大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係のある会社を除く。）
- (2) 表①のBの基準を満たす個人事業主
- (3) 表②に定める中小企業団体

表①

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

表②

中小企業団体の基準
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表①のいずれかに該当するものである者

○学校法人等

常時使用する従業員数が100人以下の学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人

○過去に中小企業者等であった個人

解散又は事業を廃止した中小企業者等から軽減対象廃棄物を承継して保管している個人

●軽減される額

処理料金（処理委託契約締結時点）の70%が軽減される。

なお、個人・破産法人等については処理料金の95%が軽減される。

②低濃度PCB廃棄物処理に対する支援

本県では、県内に低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設ができたことを契機に平成26年度に「低濃度PCB汚染機器処理費用補助金」を創設し、5ヶ年の計画で県内の中小企業者等が低濃度PCB汚染機器を処分する際に要する費用の一部を助成することとしており、この補助により低濃度PCB廃棄物の処分を早期に進める。

- 対象事業  
低濃度PCB汚染機器の処分費用（運搬費用は含まない。）

- 対象となる中小企業者等

- 中小企業者

- (1) 表①のA又はBの基準を満たす会社
- (2) 表①のBの基準を満たす個人事業主
- (3) 表②に定める中小企業団体

表①

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

表②

中小企業団体の基準
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表①のいずれかに該当するものである者

- 学校法人等

常時使用する従業員数が100人以下の学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人

- 過去に中小企業者等であった個人

解散又は事業を廃止した中小企業者等から軽減対象廃棄物を承継して保管している個人

- 軽減される額

機器処分料金の50%（機器1台につき上限10万円）

- 補助事業実施期間

平成26年度～平成31年度（予定）

(7) 県が保管するPCB廃棄物及びPCB使用製品について

県は、自ら管理する施設・事業所等におけるPCB廃棄物及びPCB使用製品について、実態を確認するとともに、早期処分を進める。

2 保管事業者の役割

PCB廃棄物の保管事業者は、適正処理推進のため次に掲げる事項を行う必要がある。

- (1) PCB特別措置法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてPCB廃棄物を処理すること。
- (2) 特別管理産廃保管基準に基づき、PCB廃棄物を適正に保管すること。
- (3) 毎年度のPCB廃棄物の保管・処分状況・廃棄見込み、保管場所変更について保管場所を所管する総合事務所長又は生活環境事務所長（以下「各事務所長等」という。）に届け出ること。
- (4) PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するため、国及び県が実施する施策に協力すること。
- (5) 保管されている高濃度PCB廃棄物を処分期間内又は特例処分期限日までに処理すること。
- (6) 保管されている低濃度PCB廃棄物を処分の期間内に処分すること。  
なお、微量PCB汚染廃電気機器等の可能性のある廃棄物を保管している事業者は、処分の期間内に機器封入油のPCB濃度測定を行うなど、性状を把握する必要がある。
- (7) 高濃度PCB廃棄物である高圧トランス等を30台以上又は汚染物等を1.5t以上保管・使用する事業者（多量保管事業者）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と受入計画の十分な調整を行うものとする。
- (8) PCB廃棄物の保管から処分に至るまでの業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること。また、当該責任者を設置又は変更した場合には、

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和58年鳥取県規則第18号）第16条第1項の特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更）報告書を提出すること。
- (9) 高濃度PCB廃棄物の保管事業者は、特例処分期限日までの処分猶予を求める場合には、各事務所長等に届け出ること。
- (10) 保管する全てのPCB廃棄物を処分した者は、処分した旨を各事務所長等に届け出ること。

### 3 所有事業者の役割

PCB使用製品の所有事業者はPCB廃棄物の計画的、効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力するものとし、次に掲げる事項を行う必要がある。

- (1) PCB特別措置法及び廃棄物処理法に基づき、自らの責任においてPCB使用製品を処分すること。
- (2) 高濃度PCB使用製品は、処分期間内（特例処分に係る届出を行った場合は特例処分期限まで）に使用を中止し、廃棄すること。
- (3) 高濃度PCB使用製品の所有事業者は毎年6月30日までに製品の廃棄見込みについて届け出ること。  
また、廃棄した場合は、PCB特別措置法に基づく保管等の届出を行うこと。
- (4) 低濃度PCB使用製品の所有事業者は、当該機器からのPCBの漏洩、飛散、機器の紛失等が発生しないよう適正に管理するとともに、代替品への転換等を進めること。  
使用を中止した場合には、PCB特別措置法に基づく保管等の届出を行うとともに、低濃度PCB廃棄物となったものは処分の期間内に処分すること。
- (5) PCB使用製品の計画的・効率的な処理を確保するため、国及び県が実施する施策に協力すること。

### 4 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、PCB特別措置法、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の収集運搬基準等の関係法令、国の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州事業所の「北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」等を遵守するものとする。

また、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、無害化処理認定業者等の調整等に協力するものとする。

### 5 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、PCB特別措置法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、鳥取県を含む西日本2府25県の高濃度PCB廃棄物を安全かつ適正に処理するとともに、PCB廃棄物処理に係る安全対策、環境保全対策等の情報について積極的な公開に努めるものとする。

また、処理期限内の円滑かつ適切な処理を推進するため、広域調整協議会等において北九州市及び関係各県と相互に連携・協力するとともに、保管事業者、収集運搬業者へ情報を提供し、搬入調整に努めるものとする。

### 6 無害化処理認定業者の役割

無害化処理認定業者は、PCB特別措置法、廃棄物処理法の無害化処理基準等の関係法令、国の「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン―焼却処理編―」等を遵守するものとする。

また、低濃度PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するため、国、県が実施する施策に協力するものとする。

## 7 その他の関係者の役割

行政、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者、中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみでなく、PCB及びPCB含有機器の製造事業者等の関係者は、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために実施する国、県の施策に協力するものとする。

## 第5 その他の重要な事項

### 1 不法投棄未然防止対策

(1) 県は、不法投棄を未然に防止するため、事業者等への周知徹底や不法投棄の監視活動に努めるとともに、警察、市町村、隣接県等との情報交換を密にし、一体となって不適正処理の防止を徹底するものとする。

また、不法投棄等の不適正処理事案が発生した場合は、廃棄物処理法、PCB特別措置法に基づき厳正に対処するものとする。

(2) 県は、工場の増改築や解体時にPCB廃棄物が誤って一般の廃棄物として処分されることがないように、建設業者、解体業者等に対して、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体等の届出時や講習会等の機会を通じて、PCB廃棄物の事前点検、他の廃棄物との区分、適正保管等について周知徹底に努める。

### 2 国への要請

PCB廃棄物については、全てのPCB廃棄物の把握に努め、全国5か所の拠点的広域処理施設及び無害化処理施設等での処理が推進されているところであるが、低濃度PCB廃棄物の処理に対する財政的支援がないことや、行政代執行による県の財政負担や万一処理期限後にPCB廃棄物が見つかった場合の処理方針が不明確なことなどが懸念されている。

こうした状況を踏まえ、鳥取県独自又は全国知事会、中国地方知事会等を通じて国に要請を行っており、今後とも継続的に要請していくこととする。

## 【参考資料】

- 資料 1 用語解説
- 資料 2 PCBに関する主な経緯
- 資料 3 PCB特別措置法（抜粋）
- 資料 4 PCB特別措置法施行令（抜粋）
- 資料 5 廃棄物処理法（抜粋）
- 資料 6 PCB廃棄物の保管基準
- 資料 7 PCB廃棄物の収集・運搬基準
- 資料 8 「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の概要
- 資料 9 「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の概要
- 資料 10 関係通知
  - PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準の取扱いについて
- 資料 11 廃棄物処理法に基づく廃PCB等の基準の概要
- 資料 12 電気事業法（抜粋）
- 資料 13 電気設備に関する技術基準を定める省令（抜粋）
- 資料 14 電気関係報告規則（抜粋）
- 資料 15 平成28年経済産業省告示第〇〇号
- 資料 16 鳥取県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（抜粋）
- 資料 17 独立行政法人環境再生保全機構法（抜粋）
- 資料 18 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（抜粋）
- 資料 19 独立行政法人環境再生保全機構業務方法書

資料1 用語解説

番号	用語	解説
1	PCB	<p>Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在する。</p> <p>溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用された。</p> <p>一方、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。</p>
2	高圧トランス	<p>トランス (変圧器) とは、送られてきた交流電流の電圧を変える装置のことを指す。内部は絶縁油で満たされており、この油にPCBを使用していたものがある。</p> <p>環境省のPCB廃棄物の定義では、受電電圧が交流で600V、直流で750Vを超えるものを高圧としている。</p>
3	高圧コンデンサ	<p>コンデンサ (蓄電器) とは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整するなどの役割を果たす装置のことを指す。内部は絶縁油で満たされており、この油にPCBを使用していたものがある。</p> <p>環境省のPCB廃棄物の定義では、受電電圧が交流で600V、直流で750Vを超えるものを高圧としている。</p>
4	低圧トランス	<p>環境省のPCB廃棄物の定義では、受電電圧が交流で600V、直流で750V以下のものを低圧としている。</p>
5	低圧コンデンサ	<p>環境省のPCB廃棄物の定義では、受電電圧が交流で600V、直流で750V以下のものを低圧としている。</p>
6	柱上トランス	<p>電柱上に設置するトランスで、6600Vを一般家庭用の100V又は200Vに下げるものを指す</p>
7	安定器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蛍光灯を安定して点灯させるために必要な機器を指す。内部にコンデンサがあり、この中に絶縁油としてPCBを使用していたものがある。</li> <li>・ 分解又は解体作業において、コンデンサ本体を傷付けること等によりPCBの漏出又は揮散を生じるおそれがあるため、分解又は解体は原則として認められていない。(※低濃度PCB廃棄物か否かの確認不可。)</li> </ul> <p><b>【参考通知】</b> ○ PCBが使用された廃安定器の分解又は解体について (H26. 9. 16環廃産発第14091618号 環境省通知)</p>
8	高圧トランス等	<p>PCBを使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの(「PCB廃棄物処理基本計画」(第1章第2節1))</p>
9	廃PCB等	<p>廃PCB及びPCBを含む油(「PCB廃棄物処理基本計画」(第1章第2節1))</p>
10	汚染物等	<p>低圧トランス、低圧コンデンサのうち小型のもの、安定器等の小型の電気機器が廃棄物となったもの及び感圧複写紙、ウエス、汚泥等(「PCB廃棄物処理基本計画」(第1章第2節2))</p>
11	低濃度PCB廃棄物	<p>低濃度PCB廃棄物とは、次の①及び②を指し、保管事業者は政令で定める期間内(H39. 3末)に自ら処分、又は処分を他人に委託することが必要。</p> <p>① 微量PCB汚染廃電気機器等 PCBを使用していないとする電気機器等であって、<u>微量のPCBによって汚染された絶縁油に由来する次のもの。</u> (※濃度基準無し。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 微量PCB汚染絶縁油</li> <li>・ 微量PCB汚染物</li> <li>・ 微量PCB処理物</li> </ul> <p>② PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物(※①を除く) <u>高濃度のPCBを使用した絶縁油に由来するPCB廃棄物のうち、PCB濃度が5,000mg/kg以下のもの。</u></p> <p><b>【参考通知】</b> ○ 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物 (H18. 7. 26環境省告示98号) ○ 微量PCB汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等 (H21. 10. 11環境</p>

		省告示第69号) ○微量PCB無害化処理認定制度の対象となる基準の改正 (H24. 8. 10環境省告示第120号)
1 2	処分期間	高濃度PCB廃棄物の種類毎、保管区域毎に高濃度PCB廃棄物の処理体制の整備等の事情を勘案して政令で定める期間 ・トランス、コンデンサ : H30. 3月末 ・上記以外 (安定器等) : H33. 3月末
1 3	特例処分期限日	次の要件のいずれにも該当する保管事業者は、処分期間とは別に、処分期間の末日から起算して1年を経過した日までPCB廃棄物の処分等が猶予される。 ・PCB廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に他人に委託することが確実にすること。 ・届出書に必要書類を添付して都道府県知事に届出したこと。
1 4	高濃度PCB廃棄物	次の廃棄物を指し、保管事業者は処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが必要。 ただし、特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実な場合を除く。 処分期間内又は特例処分期限日までの処分の規定に違反した場合、改善命令の対象となり、処分の見込みがない場合等は、代執行の対象となる。 ・PCB原液が廃棄物となったもの ・PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの ・PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの割合が5,000mg/kgを超えるもの
1 5	PCB使用製品	PCB原液又はPCBを含む油若しくはPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品 (PCBの割合が0.3mg/kg以下であるものを除く)。
1 6	高濃度PCB使用製品	次の製品を指し、所有事業者は原則として、処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが必要。 ただし、特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実な場合を除く。 処分期間内又は特例処分期限日までに廃棄されなかった場合は、高濃度PCB廃棄物と見なし、PCB特別措置法又は廃棄物処理法が適用となる。 ・PCB原液 ・PCBを含む油のうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの ・PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの割合が5,000mg/kgを超えるもの
1 7	高濃度PCB使用電気工作物	電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度PCB使用製品。 原則としてPCB特別措置法の適用対象外 (※電気事業法で措置) だが、特例処分期限日までに処分されなかった場合、高濃度PCB廃棄物と見なし、PCB特別措置法の対象となる。
1 8	保管事業者	その事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者
1 9	所有事業者	PCB使用製品を所有する事業者
2 0	計画的処理完了期限	拠点的広域処理施設において、高濃度PCB廃棄物を保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し処分委託を行う期限
2 1	事業終了準備期間	発生量に含まれない廃棄物の処理や、処理が容易ではない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間

## 資料2 PCBに関する主な経緯

年	出来事
1881 (明治14)	・ドイツのシュミット、シュルツ氏がPCB合成に成功
1929 (昭和4)	・米国スワン社 (後にモンサント社に合併) 工業生産開始
1954 (昭和29)	・国内にて製造開始 (鐘淵化学工業 (株)、三菱モンサント化成 (株) (現、三菱化学 (株)) は1969 (昭和44) 年製造開始)
1966 (昭和41)	・ストックホルム大学がオジロワシ体内中にPCB確認
1968 (昭和43)	・カネミ油症事件発生
1972 (昭和47)	・行政指導により製造中止、回収の指示 (保管の義務)
1973 (昭和48)	・(財) 電機ピーシービー処理協会 ((財) 電機絶縁物処理協会と改称) の設立 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (以下「化審法」という。) 制定。翌年 (昭和49年) 以降PCB製造・輸入・使用の原則禁止
1976 (昭和51)	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「廃棄物処理法」という。) 改正 (PCB関係廃棄物の処理基準制定) ・電気事業法の省令改正、PCB使用機械器具の電路への施設禁止
1984 (昭和59)	・通商産業省「PCB使用電気機器の取扱について」を通達 (保有状況に変化があった場合の報告先を明確化)
1985 (昭和60)	・環境庁が鐘淵化学工業 (株) 高砂事業所の熱分解処理装置を用いて液状廃PCBを試験焼却
1987～1989 (昭和62～平成元)	・鐘淵化学工業 (株) 高砂工業所において、液状廃PCB (約5,500トン) の高温熱分解処理を実施
1992 (平成4)	・廃棄物処理法改正施行 (廃PCB等及びPCB汚染物を特別管理産業廃棄物に、PCBを含む家電製品を特別管理一般廃棄物に指定)
1993 (平成5)	・厚生省がPCB使用機器保管状況調査結果を公表
1997 (平成9)	・廃棄物処理法施行令改正 (PCB処理物を特別管理産業廃棄物に指定、処分方法としてPCBを分解する方法を新たに指定)
1998 (平成10)	・廃棄物処理法の省令等改正 (PCB廃棄物の処理基準設定)
1999 (平成11)	・ダイオキシン類対策特別措置法制定 (PCB廃棄物処理施設を特定施設に位置付け)
2000 (平成12)	・厚生省がPCB使用機器保管状況調査を公表 ・廃棄物処理法の省令等改正 (PCB汚染物の処理法として分解する方法を新たに指定)
2001 (平成13)	・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約) 採択 (2004 (平成16) 年発効) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定 (6月) ・環境事業団法改正 (PCB廃棄物処理事業の実施とPCB廃棄物処理基金の設置) ・電気事業法の電気関係報告規制の一部改正 (PCB使用電気機器の使用及び変更の届出規定) ・(財) 電機絶縁物処理協会解散 ・廃棄物処理法の省令等改正 (PCB汚染物の処理法として分解する方法を新たに制定) ・環境事業団北九州事業第1期認可
2002 (平成14)	・環境事業団豊田事業、東京事業認可 ・微量PCB汚染機器の判明
2003 (平成15)	・環境省がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定 (4月) ・環境事業団大阪事業、北海道事業認可 ・低濃度PCB汚染物対策検討委員会の設置 (環境省、経済産業省合同)
2004 (平成16)	・廃棄物処理法の省令等改正 (PCB廃棄物として汚泥、コンクリートガラ等の追加、PCB廃棄物の収集運搬に関する規定、PCB廃棄物処理施設の記録/閲覧の規定等) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定 (5月) ・環境事業団が日本環境安全事業株式会社 (PCB廃棄物処理事業部門等) 及び独立行政法人環境再生保全機構 (PCB廃棄物処理基金等) に引き継がれる。 ・廃棄物処理法の関連告示改正 (紙くず、木くず等の検定方法規定) ・北九州事業所でのPCB廃棄物処理事業開始 (12月)
2006 (平成18)	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定 (3月) ・環境省が全国3か所 (福岡、広島、愛媛) の既存の産業廃棄物焼却施設の協力を得て、低濃度PCB汚染物の焼却実証試験を実施

年	出来事
2007 (平成19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省が全国8か所(福岡、広島、愛媛、秋田(2施設)、福島、神奈川、山口)の既存の産業廃棄物焼却施設の協力を得て、低濃度PCB汚染物の焼却実証試験を実施</li> <li>微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会の設置(環境省)</li> <li>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定(10月)</li> </ul>
2008 (平成20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省が全国3か所(愛媛、秋田、福岡)の既存の産業廃棄物焼却施設の協力を得て、微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験を実施</li> </ul>
2009 (平成21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省が全国6か所(広島、鳥取、静岡、茨城、富山、福島)の既存の産業廃棄物焼却施設の協力を得て、微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験を実施</li> <li>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の改定(11月)</li> <li>廃棄物処理法の省令、関連告示等の改正等(無害化処理の特例となる産業廃棄物に微量PCB汚染廃電気機器等を追加、関連規定の整備等)(11月)</li> </ul>
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省が「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」を策定(1月)</li> <li>環境省が全国3か所(福岡、秋田、兵庫)の既存の産業廃棄物焼却施設の協力を得て、微量PCB汚染廃電気機器等の焼却実証試験を実施</li> </ul>
2011 (平成23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省が「PCB廃棄物処理推進に関する検討会」を設置し「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」をとりまとめ(8月)</li> </ul>
2012 (平成24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「無害化処理にかかる特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」及び「微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に係る無害化処理の内容等の基準等」の一部改正により微量PCB汚染廃電気機器等に加えてPCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物が無害化処理認定制度の対象に追加。</li> <li>PCB特別措置法政令改正(処理期限が平成28年7月から平成39年3月に延長)(12月)</li> </ul>
2014 (平成26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB特別措置法省令改正(保管状況等の届出様式の改正等)(2月)</li> <li>独立行政法人環境再生保全機工に関する省令改正により中小企業者に対するPCB廃棄物処理助成制度が一部拡充(破産法人等の処理料金を95%軽減)</li> <li>低濃度PCB汚染機器処理支援事業補助金の制定(鳥取県単独事業)</li> <li>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更(6月)</li> </ul>
2015 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省及び経済産業省が「微量PCB含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」を策定(3月)</li> <li>廃棄物処理法省令改正(PCB使用廃安定器の分解について規定、低濃度PCB廃棄物の焼却処理条件の改正)</li> </ul>
2016 (平成28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB特別措置法、施行令及び施行規則改正(高濃度PCB廃棄物及び使用製品等への規制等)(8月)</li> </ul>

### 資料3 PCB特別措置法（抜粋）

（定義）

第2条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。次項において同じ。）となったもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

(1) ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となったもの

(2) ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもののうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

(3) ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは次に掲げる製品をいう。

(1) ポリ塩化ビフェニル原液

(2) ポリ塩化ビフェニルを含む油のうち、これに含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

(3) ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された製品のうち、ポリ塩化ビフェニルを含む部分に含まれているポリ塩化ビフェニルの割合が政令で定める基準を超えるもの

5 この法律において「保管事業者」とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう

6 この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。

（事業者の責務）

第3条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。

3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第7条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

（保管等の届出）

第8条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第26条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この

限りでない。

(期間内の処分)

第10条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間（以下「処分期間」という。）内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第1項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

(1) 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

(2) 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所

ハ ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

4 前項第2号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(改善命令)

第12条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第10条第1項又は第3項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（以下「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(代執行)

第13条 前条第1項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

(2) 前条第1項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

(3) 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第1項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

(その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等)

第14条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ

塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第15条 第8条第1項、第9条、第10条第2項、第11条及び第12条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第1項中「第10条第1項又は第3項」とあるのは、「第14条」と読み替えるものとする。

(ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)

第18条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

(1) 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

(2) 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所

ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

3 処分期間内（前項に規定する所有事業者にあつては、特例処分期限日まで）に廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

4 所有事業者が、第2項第2号の規定による届出を行った場合において、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、第10条第3項第2号の規定による届出を行った保管事業者とみなす

第19条 第8条第1項、第9条、第10条第2項及び第4項、第11条、第16条、第二24条並びに第25条の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について準用する。この場合において、第8条第1項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（再生を含む。第26条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）をする者（以下「保管事業者等」という。）とあるのは「所有事業者」と、「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、「保管の場所」とあるのは「所在の場所」と、第9条中「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、第10条第2項中「前項」とあるのは「第18条第1項」と、「処分」とあるのは「廃棄」と、同条第4項中「前項第2号」とあるのは「第18条第2項第2号」と、第11条中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確実かつ適正な」とあるのは「確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な」と、第16条第1項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同条第2項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第24条中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。次条第1項において同じ。）と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、第25条第1項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。

第20条 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。）については、前2条の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

2 特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

#### 資料4 PCB特別措置法施行令（抜粋）

（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間）

第6条 法第10条第1項の政令で定める期間は、別表の上欄に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び同表の中欄に掲げる保管の場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間とする。

（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の期間）

第7条 法第14条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成39年3月31日までとする。

別表（第6条関係）

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	保管の場所の所在する区域	期間
1 廃ポリ塩化ビフェニル等及び廃変圧器等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成28年8月1日から平成34年3月31日まで
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成28年8月1日から平成34年3月31日まで
	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成28年8月1日から平成30年3月31日まで
2 前号に掲げるものの以外の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県の区域	平成28年8月1日から平成35年3月31日まで
	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成28年8月1日から平成33年3月31日まで

備考

- 1 廃ポリ塩化ビフェニル等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。
- 2 廃変圧器等とは、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、変圧器、コンデンサーその他の電気機械器具（蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器及びナトリウム灯用安定器を除くものとし、環境省令で定める基準に該当するものに限る。）が廃棄物となったもの及びこれらの保管容器が廃棄物となったものをいう。

#### 資料5 廃棄物処理法（抜粋）

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）

第12条の2 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

- 2 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

(改善命令)

第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(2) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。） 都道府県知事

第19条の5 産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準）に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（第19条の3第3号に掲げる場合及び当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第19条の8において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第19条の8において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 当該処分を行った者（第11条第2項又は第3項の規定によりその事務として当該処分を行った市町村又は都道府県を除く。）

(2) 第12条第3項若しくは第4項、第12条の2第3項若しくは第4項、第14条第14項又は第14条の4第14項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者

(3) 当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における管理票に係る義務（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、その使用に係る義務を含む。）について、次のいずれかに該当する者があるときは、その者

イ 第12条の3第1項（第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第12条の3第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

ロ 第12条の3第2項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ハ 第12条の3第2項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

ニ 第12条の3第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

ホ 第12条の3第5項、第8項又は第9項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

ヘ 第12条の3第7項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

ト 第12条の4第2項又は第3項の規定に違反して、送付又は報告をした者

チ 第12条の5第1項（第15条の4の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

リ 第12条の5第2項又は第3項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

ヌ 第12条の5第10項の規定に違反して、適切な措置を講じなかつた者

(4) 当該処分を行った者若しくは前2号に掲げる者に対して当該処分若しくは前2号に規定する規定に違反する行為（以下「当該処分等」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該処分等をするのを助けた者があるときは、その者

## 資料6 PCB廃棄物の保管基準

### PCB廃棄物の保管基準 (廃棄物処理法第12条の2第2項、施行規則第8条の13)

- 1 周囲に囲い（保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
- 2 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。
  - (1) 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
  - (2) 次に掲げる事項を表示したものであること。
    - (イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨
    - (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類
    - (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 3 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 4 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 5 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。
- 6 PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該PCB汚染物若しくはPCB処理物に係るPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- 7 PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物又はPCB処理物の腐食の防止のために必要な措置を講ずること。

## 資料7 PCB廃棄物の収集・運搬基準

### PCB廃棄物の収集・運搬基準 (廃棄物処理法第12条の2第1項)

- 1 廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 2 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 3 運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に許可証及び産業廃棄物管理票等を備え付けておくこと。
- 4 廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
- 5 廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集し、又は運搬すること。
- 6 運搬車及び運搬容器は、廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 7 収集又は運搬を行う場合には、必ず運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること。
- 8 収納する運搬容器は、次の構造を有するものであること。
  - 密閉できることその他のポリ塩化ビフェニルの漏洩を防止するために必要な措置が講じられていること。
  - 収納しやすいこと。
  - 損傷しにくいこと。
- 9 収集又は運搬を行う者は、その収集又は運搬に係る廃棄物の種類及び取り扱う際に注意すべき事項を文書に記載し、当該文書を携帯すること。ただし、廃棄物を収納した運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない。

注1 PCB廃棄物保管事業者が自ら運搬を行う場合でも、これらの基準等を遵守する必要があること。

注2 積替え保管を行う場合にあっては、別に定める基準に適合する必要があること。

資料8 「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の概要

「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省)の概要

項 目		概 要
総 則	目的	○PCB廃棄物収集・運搬に係る具体的技術的方法及び留意事項
	適用範囲	○保管事業者(自己運搬、運搬委託)、収集運搬業者
	PCBの性状	○化学的性状、有害性
	関係法令	○収集運搬の技術的取扱い、処分・移動等の状況の届出
	用語の定義	○主要な用語の定義
収集・運搬	事前調査・委託契約	○保管事業者による適正保管 ○事前調査内容、運搬・処分委託者への文書通知 ○運搬・処分の委託基準、契約内容
	収集・運搬の方法 ○基本的事項 ○漏洩の点検、漏洩防止措置 ○積込み、積下し時の立会 ○積込み、積下しの方法 ○積替え・保管 ○積替え・保管施設 ○液抜き	○廃棄物処理法に定める委託基準、処理基準の遵守、留意事項 ○漏洩の有無の点検、漏洩防止措置内容、漏洩時の対応方法 ○積込み、積下し時の関係責任者の立会 ○積込み、積下し時の留意事項 ○積替え・保管時の保管量、点検記録等の留意事項 ○積替え・保管施設の表示、飛散・流出防止措置等 ○液抜き、解体時の留意事項等
	表示・標識	○運搬容器、運搬車への表示・標識に関する留意事項
	携行書類	○収集・運搬時に必要な携行書類、記載内容
運搬容器	運搬容器の基準	○運搬容器に関する基本的事項
	運搬容器の種類	○運搬容器の種類、内容、具体例
	運搬容器の試験	○運搬容器の検査、自主検査、試験項目
	運搬容器の選定	○PCB廃棄物の種類、運搬方法等に応じた運搬容器の選定方法
	運搬容器の再使用	○運搬容器の再使用時の留意事項
	運搬容器の維持管理	○運搬容器の定期検査、点検結果の記録・保管
安全管理及び運行管理	安全管理の体制	○安全管理体制の整備と責任者の役割
	収集・運搬従事者の教育	○対象者、教育科目内容、実施状況報告書の作成
	運搬計画	○運搬計画の記載事項、留意事項、具体例
	運行管理	○運行管理システムの整備、運行記録の作成、帳簿の作成
	届 出	○PCB特別措置法に基づく保管及び処分状況の届出、保管事業場の変更届出 ○PRTTR法に基づく届出
緊急時の対策	事故の未然防止	○取扱時の留意事項、応急措置設備・機器リストの具体例
	緊急連絡体制	○緊急時の連絡体制の整備、緊急時対応マニュアルの作成と携帯
	緊急時の措置	○関係機関への通報、流出・拡散の防止、消火、環境モニタリング調査

※詳細は環境省HP (<http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/index.html>) に掲載

資料9 低濃度PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」の概要

「低濃度PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」(環境省)の概要

項 目		概 要
総 則	目的	○低濃度PCB廃棄物の収集・運搬に係る具体的技術的方法及び留意事項
	適用範囲	○保管事業者(自己運搬、運搬委託)、収集運搬業者
	PCBの性状	○化学的性状、有害性
	関係法令	○収集運搬の技術的取扱い、処分・移動等の状況の届出
	用語の定義	○主要な用語の定義
収集・運搬	事前調査・委託契約	○保管事業者による適正保管、運行計画の検討・管理 ○事前調査内容、運搬・処分委託者への文書通知 ○運搬・処分の委託基準、契約内容
	収集・運搬の方法 ○基本的事項 ○漏洩の点検、漏洩防止措置 ○積み込み、積下し時の立会 ○積み込み、積下しの方法 ○積替え・保管 ○積替え・保管施設 ○液抜き・解体	○廃棄物処理法に定める委託基準、処理基準の遵守、留意事項 ○漏洩の有無の点検、漏洩防止措置内容、漏洩時の対応方法 ○積み込み、積下し時の関係責任者の立会 ○積み込み、積下し時の留意事項 ○積替え・保管時の保管量、点検記録等の留意事項 ○積替え・保管施設の表示、飛散・流出防止措置等 ○液抜き、解体時の留意事項等
	表示・標識	○運搬容器、運搬車への表示・標識に関する留意事項
	携行書類	○収集・運搬時に必要な携行書類、記載内容
運搬容器	運搬容器の種類	○運搬容器の種類、内容、具体例
	運搬容器の基準	○法令等による運搬容器の基準、遵守事項
	運搬容器の選定・防護措置	○PCB廃棄物の種類、運搬方法等に応じた運搬容器の選定、防護措置
	運搬容器の検査	○運搬容器の検査、自主検査、試験項目
	運搬容器の再使用	○運搬容器の再使用時の留意事項
	運搬容器の維持管理	○運搬容器の定期検査、点検結果の記録・保管
安全管理及び運行管理	安全管理の体制	○安全管理体制の整備と責任者の役割
	収集・運搬従事者の教育	○対象者、教育科目内容、実施状況報告書の作成
	運搬計画	○運搬計画の記載事項、留意事項、具体例
	運行管理	○運行状況の把握、運行記録の作成、帳簿の作成
	届 出	○PCB特別措置法に基づく保管及び処分状況の届出、保管事業場の変更届出
緊急時の対策	事故の未然防止	○取扱い時の留意事項、応急措置設備・機器リストの具体例
	緊急連絡体制	○緊急時の連絡体制の整備、緊急時対応マニュアルの作成と携帯
	緊急時の措置	○関係機関への通報、流出・拡散の防止、消火、環境モニタリング調査

※詳細は環境省HP ([http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/guideline\\_lc-transport.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/guideline_lc-transport.pdf)) に掲載

## 資料10 関係通知

- PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準の取扱いについて（平成18年9月25日付第200600087371号 各総合事務所長あて本県生活環境部長通知（抜粋））

PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定められており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成16年4月1日付環廃対発040401008・環廃産発040401005号環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知）第1の4に基づいて運用されているところですが、この度その取扱いについて整理し、下記のとおり具体的な取扱方針を定めましたので、今後の許可申請の審査に当たっては、十分留意していただくようお願いします。

### 記

- 1 施設に係る基準（廃棄物処理法施行規則第10条の13第1号ニ）  
「連絡設備等」については、電話（携帯電話）又は無線機、及びGPSを備えるものとする。
- 2 申請者の能力に係る基準（廃棄物処理法施行規則第10条の13第2号ロ）  
「PCB廃棄物の収集又は運搬業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有すること」を示す書類としては、収集運搬車両の運転者及び積み込み作業の監督者については、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが行っている「PCB廃棄物収集運搬業作業従事者講習会」の修了証の写しの添付を求めるものとする。

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（平成16年4月1日付環廃対発040401008・環廃産発040401005号環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知（抜粋））

### 第1の4

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準の強化

#### (1) 施設に係る基準

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車等の運搬施設は、次の設備又は器具を常備するものとしたこと。

ア 事故時におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具(以下「応急措置設備等」という。)

「応急措置設備等」は、運搬中の衝突、火災等の事故に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるために備え付けるものであり、保護衣、吸収材等といったポリ塩化ビフェニル廃棄物の流出等を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等をいうものであること。

イ 随時必要な連絡を行うことができる設備又は器具(以下「連絡設備等」という。)

「連絡設備等」は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬の状況を随時確認するとともに、事故等の緊急時に関係者に対して速やかに通報し、その被害及び影響を最小限とするために備え付けるものであり、電話、無線機、全地球測位システム(GPS)、緊急連絡先を記載した書類等をいうものであること。

#### (2) 申請者の能力に係る基準

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集又は運搬の業務に直接従事する者が、当該収集又は運搬を安全かつ適正に行うために必要とされる所要の知識及び技能を有することとしたこと。また改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の13第2号ロに定める申請者の能力に係る基準については次のとおりであること。

ア 「当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に関し特に注意すべき事項」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の取扱いを適正に行うために必要となるポリ塩化ビフェニル廃棄物の性状に関する留意事項であり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物そのものの性状の他、ポリ塩化ビフェニルが使用された機器等の特性や関係法令におけるポリ塩化ビフェニルの取扱いに係る規制の内容をいうものであること。

イ 「当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状に応じた取扱い」とは、運搬車等へのポリ塩化ビフェニル廃棄物の積み込み及び積下し、積替え・保管及び運搬等の方法、運搬容器の選定、取扱い及び維持管理の方法等をいうものであること。

ウ 「事故時における生活環境の保全上の支障を防止するために講ずる応急の措置」とは、運搬施設に常備された応急措置設備等の内容及びその使用方法、事故時におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の流出、飛散、地下への浸透又は火災等に対する応急措置の作業手順等をいうものであること。

エ 「緊急時における連絡の方法」とは、運搬施設に常備された連絡設備等の内容及びその使用方法、緊急時の状況に応じた適切な連絡先及び連絡内容等をいうものであること。

資料 1 1 廃棄物処理法に基づく廃 PCB 等の基準の概要（出典：「低濃度 PCB 対策検討委員会」第 2 回資料）

<別紙 2>

廃棄物処理法に基づく廃 PCB 等に係る基準の概要

廃 PCB 等、PCB 汚染物及び PCB 処理物については、廃棄物処理法に基づき特別管理産業廃棄物として厳格な管理・処理が義務付けられている。その概要は以下のとおり。

政令のカテゴリー		処理方法
廃 PCB 等	特別管理産業廃棄物としての判定基準	
廃 PCB PCB を含む廃油	）特段の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却</li> <li>・脱塩素化分解</li> <li>・水熱酸化分解</li> <li>・還元熱化学分解</li> <li>・光分解</li> <li>・プラズマ分解</li> </ul>
PCB 汚染物	特別管理産業廃棄物としての判定基準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB が塗布され、又は染みこんだ紙くず</li> <li>・ PCB が染みこんだ木くず</li> <li>・ PCB が染みこんだ繊維くず</li> <li>・ PCB が付着又は封入された廃プラスチック類</li> <li>・ PCB が付着又は封入された金属くず</li> <li>・ PCB が付着した陶磁器くず</li> <li>・ PCB が付着したがれき類</li> <li>・ PCB が染みこんだ汚泥（注 1）</li> </ul>	特段の規定なし  環境省令で定める基準に適合しないものに限る（注 2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却</li> <li>・水熱酸化分解</li> <li>・還元熱化学分解</li> <li>・洗浄</li> <li>・分離</li> </ul>
PCB 処理物	特別管理産業廃棄物に当たらないとする判定基準	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃油</li> <li>・ 廃酸、廃アルカリ</li> <li>・ 廃プラスチック類又は金属くず</li> <li>・ 陶磁器くず</li> <li>・ その他</li> </ul>	PCB の含有量が 0.5mg/kg 以下 ----- PCB の含有量が 0.03mg/L 以下 ----- 付着していないこと ----- 付着していないこと ----- PCB の溶出量が 0.003mg/L 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却</li> <li>・脱塩素化分解</li> <li>・水熱酸化分解</li> <li>・還元熱化学分解</li> <li>・光分解</li> <li>・プラズマ分解</li> <li>・洗浄</li> <li>・分離</li> </ul>

（注 1）「PCB が染みこんだ汚泥」については、事故等により PCB に汚染されたものが保管されている実態があることから、平成 16 年 1 月に政令を改正し追加（平成 16 年 4 月 1 日施行）

（注 2）「PCB が染みこんだ汚泥」については、他の PCB 汚染物と比べその物理的な境界が明確でないことから、平成 16 年 4 月 1 日までに環境省令でその判定基準を設定することとなっている。

## 資料 1 2 電気事業法(抜粋)

(報告の徴収)

### 第 1 0 6 条 (1～2 項 略)

- 3 経済産業大臣は、第 1 項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。
- 4 経済産業大臣は、第 1 項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

## 資料 1 3 電気設備に関する技術基準を定める省令(抜粋)

(公害等の防止)

### 第 1 9 条 (1～1 3 項 略)

- 1 4 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気機械器具及び電線は、電路に施設してはならない。

附則

- 2 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手した電気工作物については、なお従前の例による。ただし、この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手したもののうち、別に告示する電気工作物であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油(当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が 0.5 パーセントを超えるものに限る。)を使用するものについては、別に告示する期間(以下この項において単に「期限」という。)の翌日(期限から一年を超えない期間に当該電気工作物を廃止することが明らかな場合は、期限から一年を経過した日)以後、第 1 9 条第 1 4 項の規定を適用する。

## 資料 1 4 電気関係報告規則(抜粋)

電気事業法(昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号)第 1 0 6 条の規定に基づき、電気関係報告規則を次のように制定する。

(定義)

### 第 1 条 (第 1 項 略)

- 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (12) 「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示する電気工作物(原子力発電工作物を除く。)であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。
  - (13) 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が 0.5 パーセントを超えるものをいう。

(公害防止等に関する届出)

- 第 4 条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合の欄に掲げる場合には、同表の届出期限及び届出事項に掲げるところに従い、同表の届出先の欄に掲げる者(当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合には、経済産業大臣)へ届け出なければならない。(ただし省略)

届出を要する場合	届出期限	届出事項	届出先
1～15の2 略			
16 第 1 号若しくは第 2 号の施設、第 3 号、第 4 号、第 5 号の 2 若しくは第 6 号の電気工作物又は騒音規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域内に設置される発電所、変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて同法第 2 条第 1 項の特定施設に該当するものを設置する者の氏名又は住所(法人にあつては名	変更又は廃止の後遅滞なく	変更のあつた事項(電気事業者が法第 9 条第 2 項(法第 6 条第 2 項第 2 号の事項の変更に限る。)の届出をする場合を除く。)	当該施設又は当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

称、代表者の氏名若しくは住所又は事業場の名称若しくは所在地に変更があつた場合			
17～19 略			

(ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出)

第4条の2 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者（以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。）は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長（以下この条において「管轄産業保安監督部長」という。）へ届け出なければならない。

届出を要する場合	様式番号	届出期限
1 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明した場合（直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第3号の届出をする場合を除く。）	様式13の2	判明した後遅滞なく
2 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所（法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している事業場の名称又は所在地）に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合	様式第13の3	変更の後遅滞なく
3 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合	様式第13の4	廃止の後遅滞なく
4 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	様式第13の5	事故の発生後可能な限り速やかに

2 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物について、毎年度の管理の状況（以下この条において「管理状況」という。）を翌年度の6月30日までに、様式第13の6により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。また、直近に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。

#### 資料15 平成28年経済産業省告示第237号（平成28年9月24日付）

電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第1条第2項第12号の電気工作物及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省第52号）附則第2項ただし書の電気工作物及び期限を次のように定め、公布の日から施行する。

なお、平成16年経済産業省告示第67号は、平成28年〇月〇日限り、廃止する。

(電気工作物)

第1条 電気関係報告規則第1条第2項第12号及び電気設備に関する技術基準を定める省令附則第2項ただし書の電気工作物は、次の各号に掲げる電気工作物とする。

- (1) 変圧器（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項各号に掲げる事業を営む者が設置する柱上変圧器を除く。）
- (2) 電力用コンデンサー
- (3) 計測器用変成器
- (4) リアクトル
- (5) 放電コイル
- (6) 電圧調整器
- (7) 整流器
- (8) 開閉器
- (9) 遮断器

- (10) 中性点抵抗器
- (11) 避雷器
- (12) OFケーブル

(期限)

第2条 電気設備に関する技術基準を定める省令附則第2項ただし書の期限は、次の表の上欄に掲げるポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物が電路に施設されている場所の所在する区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期限とする。

施設されている場所の所在する区域	期限
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	平成34年3月31日
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	平成33年3月31日
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮城県、鹿児島県及び沖縄県の区域	平成30年3月31日

#### 資料16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（抜粋）

(報告の徴収)

第16条 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物(以下「特別管理産業廃棄物」という。)を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)、又は変更した日から30日以内に、様式第10号の2の7による報告書を総合事務所長又は生活環境事務所長に提出するものとする。

#### 資料17 独立行政法人環境再生保全機構法（抜粋）

(業務の範囲)

第10条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理を確実に適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲内のものにつき助成金の交付を行うこと。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金)

第16条 機構は、第10条第1項第5号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に要する費用で環境省令で定める範囲内のものに充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、附則第4条第13項の規定によりポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てられた金額並びに第3項の規定により交付を受けた補助金及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

#### 資料18 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（抜粋）

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲)

第26条 機構法第10条第1項第5号及び第16条第1項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社(以下この号において「大企業者」という。)の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係(法人税法(昭和40年法律第34号)第4条の2に規定する完全支配関

係をいう。以下この号において同じ。)がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。)その他常時使用する従業員の数が百人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。次号及び第四号において同じ。)の処理に要する費用(第三号及び第四号に掲げる費用を除く。次号において同じ。)

- (2) 個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用
- (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用

### 資料 19 独立行政法人環境再生保全機構業務方法書(平成16年4月1日規程第1号)

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成)

第26条 機構が機構法第10条第1項第5号の規定により行う助成金の交付は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第2条第1項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。)の処理を確実にかつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用で次に掲げる費用の範囲内のものにつき行うものとする。

- (1) 中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社(以下この号において「大企業者」という。)の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係(法人税法(昭和40年法律第34号)第4条の2に規定する完全支配をいう。以下この号において同じ。)がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。)その他常時使用する従業員の数が100人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物(電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものを除く。次号及び第4号において同じ。)の処理に要する費用(第3号及び第4号に掲げる費用を除く。次号において同じ。)
  - (2) 個人が保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用
  - (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての環境の状況の把握のための監視若しくは測定若しくは安全性の評価又は安全性の確保のための研修若しくは研究に係る費用
  - (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る費用
- 2 政府及び都道府県から機構法第16条第1項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てるため交付を受けた補助金の合計額に相当する金額については、原則として前項第1号及び第2号に掲げる費用に充てるものとする。
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額については、第1項第3号及び第4号に掲げる費用に充てるものとする。

● P C B 廃棄物に関する相談・手続きの窓口の連絡先、管轄区域

総合事務所名	管轄地域
東部生活環境事務所 環境・循環推進課 〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176 電話：0857-20-3668	鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町
中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3148	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町
西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課 〒683-0054 米子市糺町1丁目160 電話：0859-31-9323	米子市、境港市、大山町、日吉津村、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 P C B 処理事業所  
 〒808-0021 福岡県北九州市若松区響町一丁目62-24  
 電話：093-752-1113  
 ホームページ：<http://www.jesconet.co.jp/>

鳥取県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (平成20年2月 (平成28年 月一部変更))

鳥取県生活環境部循環型社会推進課  
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 電話0857-26-7684 (直通)  
 ホームページアドレス <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>  
 メールアドレス [junkanshakai@pref.tottori.jp](mailto:junkanshakai@pref.tottori.jp)